第1回石巻市新型インフルエンザ等対策本部会議要旨

日 時:令和2年4月8日(水)

午後4時~午後5時10分

場 所:庁議室

[報告事項]

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について【健康部】
 - ○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の宣言 7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)に4/7発令 ※宣言の効力は5/6まで
 - ○緊急事態宣言が発令された場合は、全国すべての市町村が対策本部を設置 ※新型インフルエンザ等対策本部に切替え(本部長:市長) ※今後、災対本部と同様に総務部が総括、事務局は健康部が行う。

2 新型コロナウイルス感染症の状況等について【健康部】

- ○4/7現在、県内の発生状況は32例であったが、先ほど1例増となった。 ※美里町の40代男性会社員。3/23から3日間仙台市に滞在。感染経路は不明
- ○石巻保健所相談件数 403件(4/7現在)
- ○コールセンターの開設 4/1から2回線に増設
- ○若者を中心に不要不急の外出を当面、自粛するよう県民に要請 ※4/3に県知事、仙台市長が要請
- ○本市の対応
 - ※相談件数(4/7 現在):本庁188件、総合支所27件 計215件※妊婦へマスク配布件数(4/7 現在):本庁407件、総合支所98件 計505件※備蓄数
 - ・マスク26、350枚(妊婦用マスクとして確保しているものを除く)
 - アルコール消毒液474本
 - ※危機管理担当部署職員及び保健師等を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止 に係る研修会」の開催(4/3 石巻保健所主催)

[審議事項]

3 イベント等や公共施設の考え方について【総務部】

3/30 開催の対策本部会議において、4/12まで原則イベント等の中止または公共施設の閉館の措置を延長していたが、専門家会議の考え方や宮城県の感染状況から判断し、4/13以降も継続することに決定

○自粛の開始時期と終了時期:令和2年4月13日(月)から5月10日(日)まで ※子育て支援センターは3月上旬から休館中だが、子どもと長時間いるため外出 できないストレスが生じる等の相談が寄せられており、虐待に結びついてしまう 恐れがあり、今後、週に何日か開館する等の対策を検討する必要がある。

4 相談窓口の拡充について【健康部】

○現状

「健康相談窓口」健康推進課、各総合支所保健福祉課(平日のみ)

「開設時間]午前8時30分から午後5時まで

- ※石巻圏域(石巻市・東松島市・女川町)で感染者が発生した場合
 - ・健康推進課の相談窓口開設時間を午後7時まで拡大する(平日のみ)。
- ※市内で発生した場合、石巻圏域で感染者が多数発生した場合(蔓延期)
 - ・健康推進課の相談窓口を土日・祝日も開設する。

[開設時間](平日)午前8時30分から午後7時まで (土日・祝日)午前9時から午後5時まで

※相談体制は、概ね3週間単位で状況により検討する。

5 新型インフルエンザ等対策本部の開催方針について【総務部】

- ○今後の本部会議については、毎週火曜日午前9時から定期的に開催する。ただし、 庁議開催日と同日の場合は、庁議終了後に開催する
- ○3密を避けるため、会場は防災センターで開催(庁議も防災センターで開催)
- ○石巻圏域で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、随時開催する。
- ○石巻圏域外で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、原則として開催 しないが、市民に濃厚接触の疑いがある場合等は、随時開催する。
- ※報告・審議事項の資料は、開催日の前週(木)まで健康推進課へ提出 提出期限に間に合わない場合、各部局で必要部数を準備し、会場で配布

[その他]

○新型コロナウイルス感染予防を市民に周知を図るため、チラシを行政委員配布で全戸 配布する(4/23、4/24)。

※みやぎ外国人相談センターの問合せ先も記載する(理解できるように英語等で表記)。

- ○職員が平時からすべきこと、職員の感染が判明した場合の対応について説明
- ○緊急事態宣言に伴う職員の出張の取扱いについて
 - ・緊急事態宣言の対象地域への出張禁止
 - 緊急事態宣言対象地域以外へ出張する場合は、対象地域を経由しないように移動する。
 - ・本日現在、帰庁報告等のため対象地域に滞在している派遣職員は、派遣元団体の対応 に従う。
 - ・本日以降、帰庁報告等のため対象地域に滞在している派遣職員が本市へ戻った場合は、 当該日から起算して14日間の自宅待機を命ずること(所属長は人事課長へ連絡)。
 - ・私生活においても不要不急の外出を控えるなど、感染リスクの軽減を最大限に図り、

適切な行動を心掛けること。

- ○現状、自然災害への対応については0号からの配備体制となる。避難所を開設する場合、 3 密には十分に注意し、避難所の数を増やす等の対応をとる必要がある。
- ○緊急事態宣言の対象地域から帰省してくる方に対し、不要不急の外出を行わない等の 呼び掛けを新聞記者への投げ込みを活用する。
- ○当分の間、関東、関西、九州方面からの来客には会わないことにしたので、各部局配慮 願いたい(市長・副市長)。
- ○今後は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策が急務となるため、対応願いたい。
- ○本日から消防危機管理監にも出席いただく。今後、情報提供等の協力を願いたい。